

◇鹿角市議会議員政治倫理審査会について

議員による市職員へのパワーハラスメント事案について、本市議会では4月15日から8月22日まで鹿角市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」）を設置し、事実確認等の審査をし、ハラスメントとして事案1件を認定し、議長へ審査結果報告書を提出されました。委員の構成は次のとおりです。

- ◎会長 佐藤 大介
- ◎副会長 奈良明日香
- 委員 保田 直美
- 安保 真希
- 赤坂 勲
- 綱木 裕一
- 松村 託磨

ハラスメントとして認定した事案は、次の1件です。

対象事案 館花一仁議員が職員に対し市道除雪の確認及び実施を迫った行為

審査にあたっては、鹿角市ハラスメント防止に関する条例及び厚生労働省の定めるハラスメント

各種指針を判断基準の参考としました。審査の内容については市ホームページに掲載しております。左記2次元コードからアクセスすることができません。



議長に対し、審査結果報告書を提出した後、市議会では鹿角市議会議員政治倫理条例第16条に基づき「議会の措置」を協議した結果、議員に対する「本会議での陳謝の勧告」を決定し、議長は9月19日の本会議冒頭において、これを報告しました。同日の本会議において館花議員からは陳謝がありました。



審査結果報告書が議長に手渡された

月 日	審 議 内 容
4月15日	市議会全員協議会において、鹿角市議会議員政治倫理条例（以下「条例」とする。）に基づく「鹿角市議会議員政治倫理審査会」（以下「審査会」とする）で議員のパワハラ事案を審査をする方針を決定。審査対象者は前任期議員であった者18人全員、審査にあたる委員は新たに当選した新議員7人とする案を示した。 各会派会長から議長へ条例に基づく審査請求書を提出。 議長が審査会を設置するとともに、新議員7人を委員に指名。
4月18日	（第1回審査会）会長及び副会長互選、違非の存否確認、議員からのパワハラ等に関する実態調査案の決定。
4月21日～5月7日	職員に対する「議員からのパワハラ等に関する実態調査」の実施
5月14日	（第2回審査会）実態調査の結果確認、調査協力職員からの聞き取り調査の可否検討
5月21日	（第3回審査会）調査協力職員からの聞き取り調査の実施
6月10日	（第4回審査会）疑義のある審査対象議員からの聞き取り調査の可否検討
6月24日・6月25日	（第5回審査会）疑義のある審査対象議員からの聞き取り調査の実施
7月2日	（第6回審査会）聞き取り調査内容の取りまとめ、事案審査
8月18日	（第7回審査会）報告書（案）の修正
8月22日	（第8回審査会）報告書の決定。 審査会より、議長へ報告書を提出。
9月1日	館花一仁議員より条例に基づく意見書が提出される。
9月2日	審査結果報告書及び意見書を公表（市ホームページへ掲載）
9月11日	市議会全員協議会において、議会の講ずるべき措置を協議・決定。
9月19日	本会議において、議会の講ずるべき措置として、本会議での陳謝の勧告を決定し、館花議員へ通知したことを報告。 本会議において館花議員が陳謝。